

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成28年12月17日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 尾崎・植村  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成29年度税制改正大綱 PartⅢ 法人税制①

### 1. 中小企業者等に係る軽減税率の特例の延長

中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。(平成31年3月31日開始事業年度まで)

### 2. 中小企業向けの各租税特別措置の適用について

法人税関係・法人住民税関係の中小企業向けの各租税特別措置の適用について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる。(平成31年4月1日以後開始事業年度)

### 3. 所得拡大促進税制の見直し【法人税・地方税】(所得税も同様)

(1) 中小企業者等以外(地方税においては付加価値割の適用を受ける法人)

#### ①要件についての改正案

平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(現行:平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること)

#### ②控除税額についての改正案

雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)

(2) 中小企業者等

平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合の控除税額→現行の雇用者給与等支給増加額の10%に雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%を加算した金額

### 4. 中小企業向け設備投資促進税制(拡充)

①中小企業向け投資促進税制の上乗せ措置を「中小企業経営強化税制」とし、全ての器具備品及び建物付属設備を対象とする。

「中小企業経営強化税制」…青色申告書を提出する中小事業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、一定の機械装置・工具・器具備品・建物付属設備及びソフトウェアの取得等をして指定事業の用に供したときは、以下の特別償却又は税額控除の選択適用可(H29.4.1からH31.3.31まで)

②通常措置については器具備品を対象から除外し、適用期限を2年延長(H31.3.31まで)。

③認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用期限も2年延長(H31.3.31まで)

【資本金1億円以下の法人】 ↓いずれか選択適用	中小企業投資促進税制 (通常措置)	中小企業経営強化税制 (旧「上乗せ措置」)	特定中小企業者等が 経営改善設備を取得した場合
特別償却	取得価額の30%	一時償却	※取得価額の30%
税額控除(法人税額の20%を 限度)	— (※取得価額の7%)	取得価額の7% (※取得価額の10%)	※取得価額の7%

※特定中小企業者等(資本金3,000万円以下)に限る

### 5. 地方拠点強化税制(拡充)

①地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除(延長)

…H29.4.1から引き下げの予定を取りやめH27年度、28年度と同水準の税額控除の割合とする。

②雇用促進税制…地方事業所税額控除限度額を以下の通り変更する

現行:20万円(※50万円)×移転・拡充したオフィスでの増加雇用者数【A】  
(法人全体の増加雇用者数を上限。以下同じ)

改正案:次の(1)～(3)の合計額

(1)30万円(※60万円)×移転・拡充したオフィスでの無期かつフルタイムの増加雇用者数【B】

(2)20万円(※50万円)×(A-B)の一部

(3)10万円(※40万円)×(A-B)の残り

※基準雇用者割合が10%以上の要件を満たす場合

③移転型事業の要件について以下のとおり変更する。

現行:移転したオフィスでの増加雇用者数の過半数が特定集中地域からの転勤者であること

改正案:過半数の判定の際、特定集中地域での従業員の減少数を上限として、移転したオフィスでの増加雇用者数の一部を特定集中地域からの転勤者とみなす

## 平成29年度税制改正大綱 PartⅢ 法人税制②

### 6. 研究開発税制等の見直し【法人税・地方税】(所得税も同様)

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の改組

現行：試験研究費割合10%以上…10%

試験研究費割合10%未満…8%+試験研究費割合×0.2

改正案：試験研究費の増減割合※1に応じた税額控除率（上限10%）

①増減割合が5%超 9%+（増減割合-5%）×0.3

②増減割合が5%以下 9%-（5%-増減割合）×0.1

③増減割合が-25%未満 6%

※1 増減割合：試験研究費増減差額※2の比較試験研究費の額に対する割合

※2 試験研究費増減差額：試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額

#### (2) 選択適用の廃止と延長（法人税・地方税（地方税は中小企業者等に限る。以下同じ。））

①試験研究費の増加額に係る税額控除制度を廃止

②平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除は2年延長（平成31年3月31日開始事業年度まで）

#### (3) 2年間の時限措置

①試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除割合の上限を14%とする（原則：10%）

②中小企業技術基盤強化税制（法人税・地方税）

イ 試験研究費の増加割合が5%を超える場合

(i) 税額控除率12%に、増加割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する（上限17%）

(ii) 税額控除の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額の10%を上乗せする（合計35%）

（平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除との選択適用）

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除の適用に代えて、控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額×{(試験研究費割合-10%)×2(※10%を上限)}の加算が可能（イ(ii)と選択適用）

③試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除の適用に代えて試験研究費の総額に係る税額控除制度について控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額×{(試験研究費割合-10%)×2(※10%を上限)}の加算が可能。（法人税・地方税）

#### (4) 試験研究費の範囲への一定の費用の追加

対価を得て提供する新たな役務（新サービス）の開発を目的として行うイ～ニの業務に要する①～④

①原材料費

②人件費（その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者（情報解析専門家）に係るものに限る。）

③経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る。）

④委託費（これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集

ロ その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア（これに準ずるソフトウェアを含む。）を用いて行われる解析

ハ その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計

ニ その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等打倒であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

#### (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

①特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、（現行：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費のみ）限定を廃止し、これらの研究に要した費用とする。

②契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らか、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化。

③その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収書等との突合を要しない。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成28年12月15日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 尾崎  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成29年度税制改正大綱 PartⅢ 法人税制③

### 7. 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置及び適用除外措置の延長【法人税】

法人の土地譲渡益に対する追加課税制度（一般・短期）の適用停止措置及び適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）⇒3年延長（平成32年3月31日まで）

### 8. 役員給与等（拡充）

- ①利益連動給与…算定指標の範囲について、利益の状況を示す指標に株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る）を加え、「業績連動指標」と総称する。
- ・業績連動指標を基に算出した一定の数の株式を交付する給与を対象に加える。
  - ・同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人を対象に加える。
- ②事前確定届出給与…所定の時期に確定した数の株式及び新株予約権を交付する給与を対象に加える
- ③定期同額給与…税及び社会保険料の源泉徴収後の金額が同額である定期給与を対象に加える
- ④ストックオプションの権利行使に伴う費用…役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える
- ※①～③は平成29年4月1日以後、④は同年10月1日以後に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用する。

### 9. 地域中核事業向け設備投資促進税制（地域未来投資促進税制）（新設）

企業立地促進法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、その法人の特定承認地域中核事業計画に係る一定の特定地域中核事業施設等を新設又は増設した場合において、これを構成する機械装置・器具備品・建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業（仮称）の用に供したときは、以下の特別償却又は税額控除の選択適用可（同法施行の日からH31.3.31まで）

↓いずれか選択適用	建物・附属設備・構築物	機械装置・器具備品
特別償却	取得価額の20%	取得価額の40%
税額控除（法人税額の20%を限度）	取得価額の2%	取得価額の4%